(7) 管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局  　人権教育企画課 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路を修正するため再度入力し、登録済みの誤った出張経路の旅行命令の取り消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの、出張経路を誤って入力したまま承認されたものがあるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が誤払いとなっていた。  １　旅行命令を重複して登録し承認されたため旅費が過払いとなっていたもの。  《教育委員会事務局人権教育企画課》   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い  旅費額 | 支給誤りの原因 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 平成25年５月８日 | 平成25年５月２日 | 平成25年５月７日 | 540円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | Ｂ | 平成25年７月７日 | 平成25年７月５日 | 平成25年７月５日 | 540円 | 重複入力 | | Ｃ | 平成25年９月24日 | 平成25年９月20日 | 平成25年９月20日 | 200円 | 重複入力 | | 平成25年11月８日 | 平成25年11月７日 | 平成25年11月８日 | 880円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 平成26年１月28日 | 平成26年１月23日 | 平成26年１月28日 | 460円 | 重複入力 | | 平成26年２月21日 | 平成26年２月17日 | 平成26年２月21日 | 430円 | 重複入力 | | Ｄ | 平成25年11月25日 | 平成25年11月25日 | 平成25年11月25日 | 400円 | 重複入力 |   ２　経路の入力誤りにより旅費が誤支給となっていたもの。  《教育委員会事務局人権教育企画課》   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い　　　旅費額 | 支給誤り原因 | | 正規経路 | 誤経路 | | Ｊ | 平成25年  4月26日 | 別館⇒鶴橋⇒宅着 | 別館⇒宅着 | ▲170円 | 出張先最寄駅の入力漏れ | | Ｋ | 平成25年  10月25日 | 別館⇒咲洲庁舎  ⇒宅着 | 別館⇒咲洲庁舎 | ▲310円 | 出張先からの復路入力漏れ | | Ｌ | 平成25年  11月20日 | 宅発⇒出張先⇒  別館（天満橋） | 宅発⇒出張先⇒別館  （谷町四丁目） | 30円 | 復路降車駅の誤り  「天満橋」◯「谷町四丁目」× | | 平成25年  11月28日 | 別館（天満橋）⇒  出張先⇒宅着 | 別館（谷町四丁目）⇒  出張先⇒宅着 | 30円 | 往路乗車駅の誤り  「天満橋」○「谷町四丁目」× | | 【是正を求めるもの】  速やかに誤支給の旅費額の措置を講じられたい。  管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう周知されたい。  また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。 | 誤支給となった旅費については、速やかに追給戻入措置を行い、戻入対象者の納入に関しては平成26年８月８日までに全て納入されたことを納付書により確認した。  課員に対しては、８月11日課内会議にて、監査指摘の周知説明及びシステム入力時に経路誤りや重複登録を行わないように指導を行った。  今後は、支出命令処理時において、旅費担当者、経費支出の関与者、承認者は旅費明細内訳書の確認を徹底し、同一日における複数申請がある場合は申請者に確認を行う等、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局市町村教育室 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路を修正するため再度入力し、登録済みの誤った出張経路の旅行命令の取り消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの、出張経路を誤って入力したまま承認されたものがあるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が誤払いとなっていた。  １　旅行命令を重複して登録し承認されたため旅費が過払いとなっていたもの。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い  旅費額 | 支給誤りの原因 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ｅ | 平成25年６月25日 | 平成25年６月21日 | 平成25年６月21日 | 1,060円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 【是正を求めるもの】  速やかに誤支給の旅費額の措置を講じられたい。  管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう周知されたい。  また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。 | 誤支給の旅費については、戻入措置を行い、平成26年９月12日付の納付を確認した。  今回の結果を踏まえ、管内旅費の出張命令の登録の承認及び決裁時において、重複入力や経路の誤りについて担当者のみならず旅行命令権者（承認者）においても確認することとし、適正な事務処理に努める。  また、室内の職員に対し、「旅費の入力等について」の文書を平成26年８月４日にグループごとに周知し、適正な処理について周知を図った。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局教職員室 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路を修正するため再  度入力し、登録済みの誤った出張経路の旅行命令の取り消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの、出張経路を誤って入力したまま承認されたものがあるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が誤払いとなっていた。  １　旅行命令を重複して登録し承認されたため旅費が過払いとなっていたもの。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い  旅費額 | 支給誤りの原因 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ｆ | 平成25年７月15日 | 平成25年７月11日 | 平成25年７月11日 | 420円 | 重複入力 | | Ｇ | 平成25年７月21日 | 平成25年７月９日 | 平成25年７月17日 | 320円 | 重複入力 |   ２　経路の入力誤りにより旅費が誤支給となっていたもの。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い　　　旅費額 | 支給誤りの原因 | | 正規経路 | 誤経路 | | Ｍ | 平成26年2月26日 | 別館（谷町四丁目）⇒出張先 | 別館（天満橋）⇒出張先 | 200円 | 往路乗車駅の誤り  「谷町四丁目」○「天満橋」× | | | 【是正を求めるもの】  速やかに誤支給の旅費額の措置を講じられたい。  管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう周知されたい。  また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。 | 過払いとなった旅費については戻入措置を行い、平成26年８月４日までにすべて納付されたことを納付書により確認した。  また、管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう毎月メールで所属職員全員に周知するとともに、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、承認者が申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認することを徹底することで適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局施設財務課 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路を修正するため再度入力し、登録済みの誤った出張経路の旅行命令の取り消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの、出張経路を誤って入力したまま承認されたものがあるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が誤払いとなっていた。  １　旅行命令を重複して登録し承認されたため旅費が過払いとなっていたもの。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い  旅費額 | 支給誤りの原因 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ｈ | 平成25年6月28日 | 平成25年6月25日 | 平成25年6月28日 | 1,510円 | 修正申請時の削除漏れによる重複 | | 【是正を求めるもの】  速やかに誤支給の旅費額の措置を講じられたい。  管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう周知されたい。  また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。 | 本件については、速やかに過払旅費の戻入措置を行い、平成26年６月26日に納付されたことを納付書により確認した。  また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。  今後、承認者は決済時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、所属職員全員に対しても、旅費支給事務の適正処理についてメールで毎月周知し、入力時の確認など再度行うよう徹底した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 東淀川高等学校 | 管内出張については、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路を修正するため再度入力し、登録済みの誤った出張経路の旅行命令の取消しを忘れ、二重登録のまま承認されたもの、出張経路を誤って入力したまま承認されたものがあるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が誤払いとなっていた。  １　旅行命令を重複して登録し承認されたため旅費が過払いとなっていたもの。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い旅費額 | 支給誤りの原因 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ｉ | 平成25年８月２日 | 平成25年８月１日 | 平成25年９月２日 | 180円 | 重複入力 | | 【是正を求めるもの】  速やかに過払い旅費額の戻入措置を講じられたい。  管内出張に係る旅行命令の登録、承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう周知されたい。  また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。 | 過払いになっていた旅費については、戻入措置を行い、平成26年６月４日付けで収納した。  　監査の結果を受けて、同年６月12日の職員会議の場で教職員全員に対し、管内出張に係る旅行命令の登録方法やシステム操作について周知した。承認者については、出張申請者をノートに記録し出勤簿と突合するなどのチェックを行い、二重登録の防止に努めることとした。  　管内旅費の支出命令作成に当たっては、旅費明細内訳書と出勤簿を重複申請がないかどうかを旅費担当者及び事務長が確認するとともに、重複申請が疑われる場合は、承認者及び申請者にその都度確認の上、決裁することとした。 |